名古屋市の裏金問題追及

2009.8.29-30

第16回全国市民オンブズマン岡山大会

名古屋市民オンブズマン

全国市民オンブズマンは裏金追及から始まった

- 95年　官官接待
- 96年　カラ出張

↓

自治体の支出に多数の疑惑

98年不正支出調査

	自主調査し不正発覚
	自主調査したが不正なし
	自主調査せず

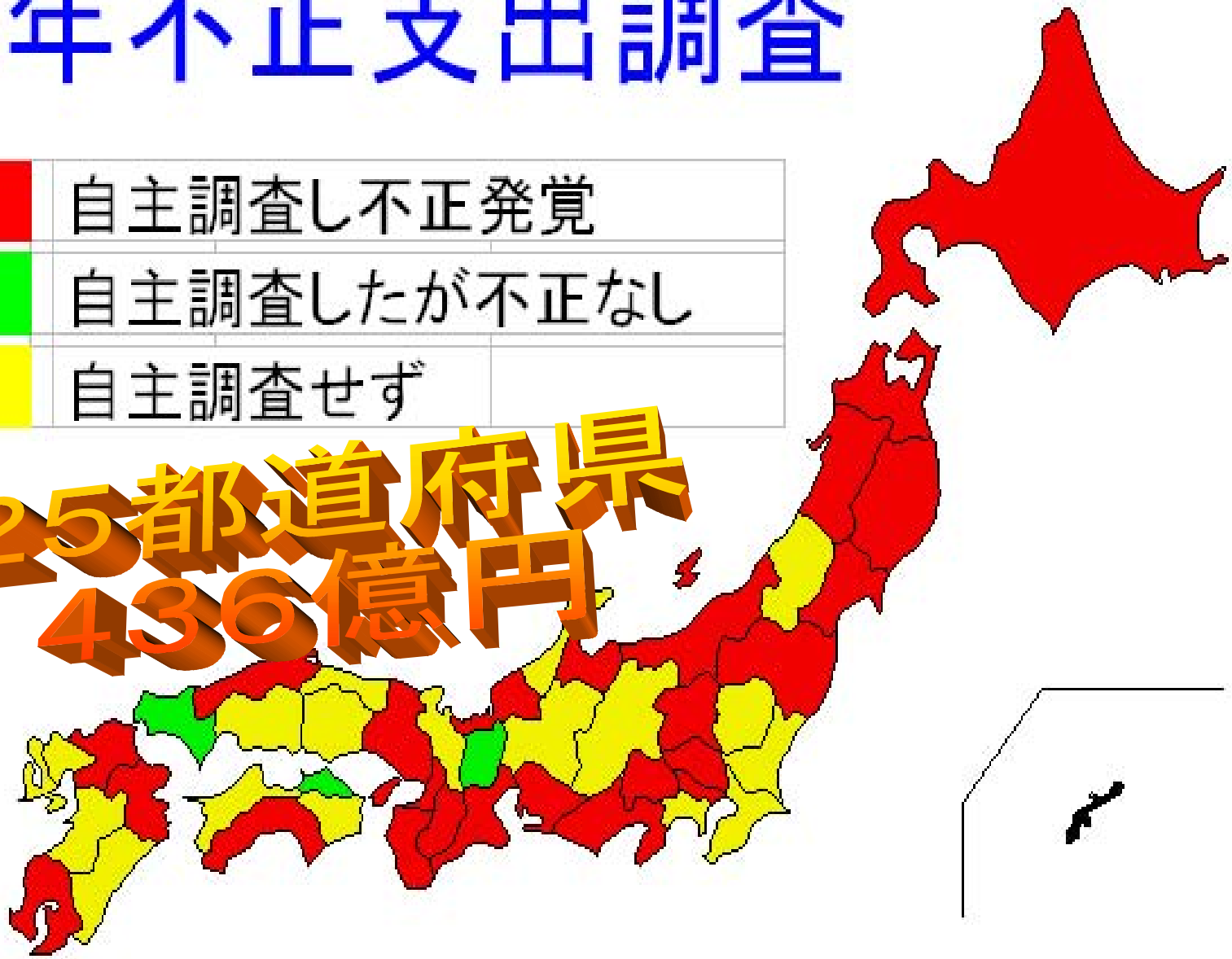

25都道府県
436億円

近年裏金が発覚した自治体

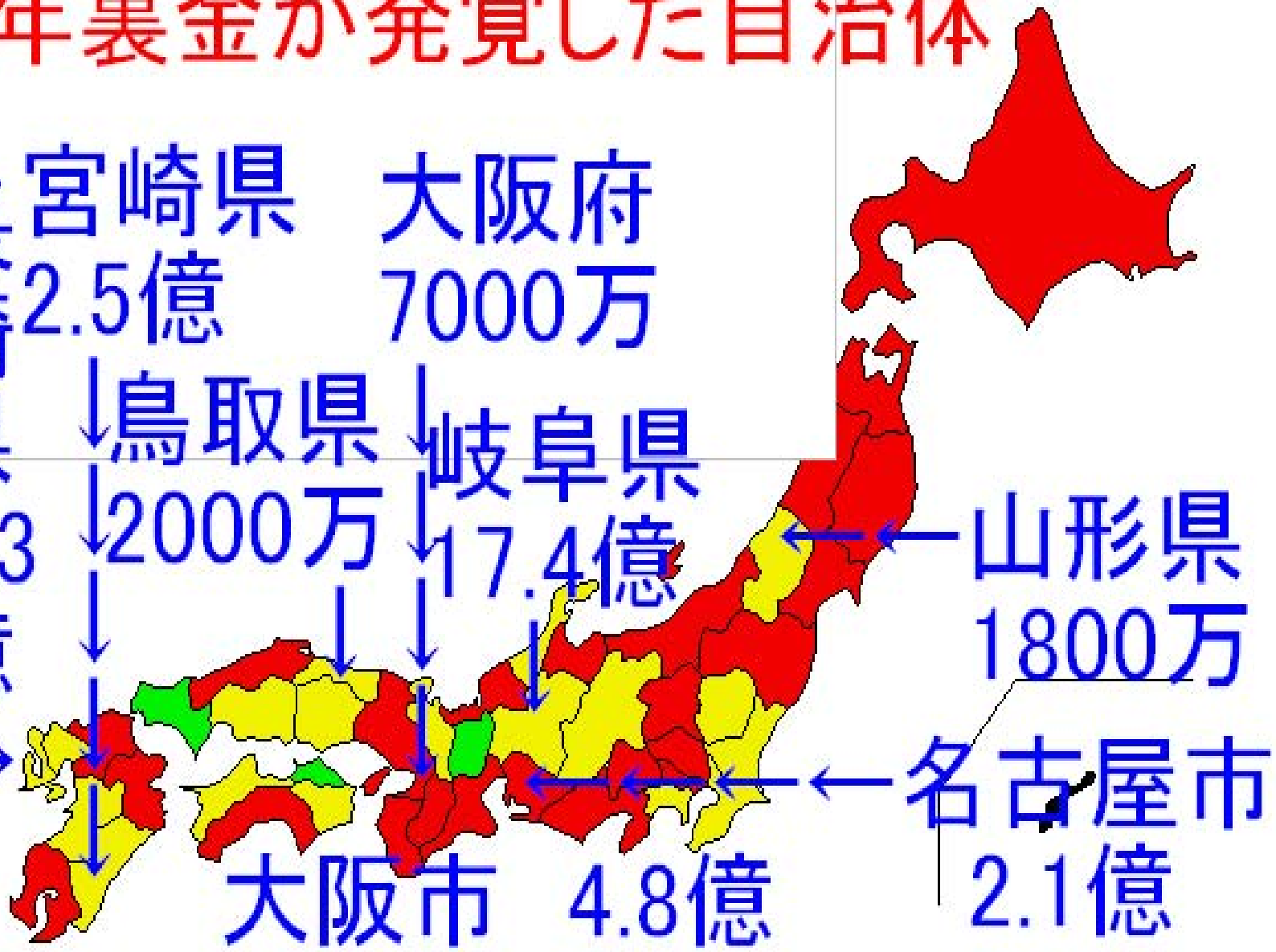

やっぱり裏金あった名古屋市
2007．10発覚

- 補助金不適正な精算
- バイト水増し
- 委託料水増し

- 超過勤務手当
- パソコン購入費
- バイト雇用

「不適正支出」合計約2．1億円も

「個人的な着服はなかった」

・ゲーム機購入

・職員関連637万　・使途不明　1178万

裏金帳簿を公開せよ！

07年10月裏金発覚

11月「裏金帳簿」「裏金通帳」開示請求

→「現在調査中のため」非公開

12月　一部帳簿を打ち直した一覧公表

08年　3月　外部委員調査終了

11月「裏金帳簿」「裏金通帳」開示請求

→「行政文書でない」ため却下

調査で入手した
裏金帳簿は「行政文書」か？

1）違法な裏金を作った時点で行政文書？

2）名古屋市が裏金調査のために裏金帳簿を
探し出して市調査委員会が入手した

→当然行政文書にあたる

福岡県裏金帳簿情報公開訴訟

最高裁で確定済み

その後、福岡地裁で公務員氏名は全面公開命令

提訴　そして、、、

- 2009年1月　提訴
- 2009年4月　名古屋市長選

裏金に関する
書類は、
個人情報を除
いて原則公開
します。

突然の開示

７月１５日弁論直前の１３日朝、
市長が会見で「公開する」と発言。
　同時刻、情報公開窓口から電話。
　即日受け取る。

厚生院管理部福祉課特別会計
取り扱い内規

特別会計取り扱い内規

（目　的）
第１条
厚生院管理部福祉課特別会計（以下「特別会計」）取り扱い内規（以下「内規」）は、厚生院管理部福祉課で取り扱う特別の金銭出納を管理することを目的とする

（収　入）
第２条
この特別会計の収入は、実習謝礼、見学謝礼、利子その他をもってあてる

業務遂行上、必要な物品を市会計で購入することが困難な場合

（支　出）
第３条
この特別会計の支出は、以下のとおりとする
①　福祉課での業務遂行上、必要な物品を名古屋市会計で購入することが困難な場合
②
③　〃　弁償金
④　福祉課が企画、主催した施設見学、研修時の手土産（２，０００円以内）。これ以外の施設見学、研修は対象としない
⑤　福祉課主催の会議、打ち合わせ会で飲食物の提供が必要な場合
⑥　一時的な他支出の立て替え
⑦　その他福祉課長が認めた事

組織的管理・運用が明らかに

（管　理）
第４条
この特別会計の管理は、福祉係長が行い、預金通帳で保管し、現金保管はしない。また、出納簿管理をおこなう

（責　任）
第５条
この特別会計は福祉課長の責任とする

この特別会計は福祉課長の責任とする

（附　則）
第６条
この特別会計内規は、平成２年４月１日から施行する

本件施行してよろしいか伺います

２．４．０１

福祉課長　　福祉課

摘要	収入金額	支払金額	差引残高
1/5 香典 [redacted]		10000	74204
〃 〃		5000	69204
〃 〃		5000	64204
4/6 〃		1000	63204
4/12 葬事 [illegible]		4000	59204
4/18 教育委員幹部職員歓送迎会		12000	47204
4/19 本		2500	44704
4/23 レクハレー 歓送迎会		30000	14704
4/25 香典 [redacted]		10000	4704
4/30 [redacted] を励ます会		5000	△10296
4/30 [redacted] 退任花束		6500	△16796

香典相手方非公開

教育委員幹部職員
歓送迎会

●●を励ます会

●●退任花束

全面公開を求め提訴

- 裏金を反省するには、全てを公開することからはじまる
- 「裏金」で交際してきた「闇」と決別を！

2008年11月
会計検査院による国庫補助事業調査

不適正
経理処理
発覚

調査１２道府県
すべてで発覚

2008年10月
会計検査院が12道府県の裏金調査

- 国庫補助事業のみ
- 需用費･賃金･旅費･委託費のみ
- 需用費 「不適正な会計処理」

（預け金、一括払い、差替え、
翌年度／前年度納入）

･賃金･旅費「補助の対象外」

現在　全都道府県･政令市調査中

各地でも「裏金帳簿」「裏金通帳」の公開請求を！

- 調査中は「徹底的調査」の申し入れを
  (県費分、外郭団体、県警、
  過去の裏金保管分など)
- 調査終了後は「元資料の公開」請求を